

平成22年9月27日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
上 田 晃 一 郎
(電話番号 03-6215-9955)

最高裁判所における勝訴確定に関するお知らせ

当社子会社、サミー株式会社が株式会社ユニバーサルエンターテインメント（旧社名・アルゼ株式会社）から提起されている特許権侵害における損害賠償請求訴訟において、平成22年3月26日、株式会社ユニバーサルエンターテインメントは上告及び上告受理の申立を行いました。平成22年9月24日、最高裁判所は株式会社ユニバーサルエンターテインメントの上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定をしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

本訴訟はアルゼ株式会社（旧社名）が平成17年12月27日付にて、サミー株式会社の回胴式遊技機（パチスロ機）「北斗の拳」が同社の特許権2件（特許第3069092号および特許第3708056号）を侵害しているとして、210億円の損害賠償を求め、サミー株式会社を訴えたものです。

記

1. 経緯

平成17年12月27日 アルゼ株式会社（旧社名）による訴えの提起
平成19年 5月22日 東京地方裁判所による請求棄却判決の言い渡し
平成19年 6月 4日 アルゼ株式会社（旧社名）による控訴の提起
平成22年 3月10日 知的財産高等裁判所による控訴棄却判決の言い渡し
平成22年 3月26日 株式会社ユニバーサルエンターテインメントによる上告
平成22年 9月24日 最高裁判所による上告棄却及び不受理の決定

2. 最高裁判所の決定の内容

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

以上